

平成 18 年 2 月 23 日

各 位

会社名 宇部興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 田村浩章
(コード番号4208 東証第1部・福証)
問合せ先 I R 広報部長 泉原雅人
(TEL 03-5419-6110)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 18 年 2 月 23 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 61,000,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 3 月 6 日(月)から平成 18 年 3 月 10 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、みずほ証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び新光証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 18 年 3 月 13 日(月)から平成 18 年 3 月 17 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は、平成 17 年 10 月 1 日(土)とする。
- (9) 申込株数単位 1,000 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田村浩章に一任する。
- (11) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 5,000,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 5,000,000 株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から5,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田村浩章に一任する。
- (9) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 5,000,000 株
- (2) 発 行 価 額 発行価格等決定日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。
組 入 れ ない 額 額。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割 当 先 及 び 野村證券株式会社 5,000,000 株
割 当 株 式 数
- (5) 申 込 期 間 平成18年3月28日(火)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成18年3月28日(火)
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日(土)とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田村浩章に一任する。
- (11) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から5,000,000

株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は 5,000,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 18 年 2 月 23 日(木)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 5,000,000 株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成 18 年 3 月 28 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 18 年 3 月 20 日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	942,993,923 株（平成 18 年 1 月 31 日現在）
公募増資による増加株式数	61,000,000 株
公募増資後の発行済株式総数	1,003,993,923 株
第三者割当増資による増加株式数	5,000,000 株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,008,993,923 株（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 21,719,000,000 円については、全額を設備資金に充当する予定であります。

（2）業績に与える見通し

今後の収益基盤の更なる拡大等を通じて、業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は配当の実施を株主に対する重要責務として認識し、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記利益配分に関する基本方針に基づきますが、一方で、株主の中長期的な利益確保を図る上で財務体質の改善や将来の事業拡大のための内部留保の充実も重要と考えておりますので、これらの点や投資戦略、経済情勢等総合的に勘案して配当を決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、設備投資及び新たな事業展開に使用します。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	4.81円	10.62円	8.13円
1株当たり年間配当金	3円	-円	2円
実績配当性向	62.3%	-%	24.6%
株主資本当期純利益率	4.4%	10.3%	8.1%
株主資本配当率	2.7%	-%	2.1%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は旧商法に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高等は平成18年1月31日現在以下のとおりです。

第4回 無担保 転換社債	転換社債の残高	発行日	償還日	転換価格	資本 組入額
	19,908百万円	平成8年9月5日	平成20年9月30日	418.20円	

資本に組入れる額は、転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

平成16年6月2日 第5回・第6回無担保転換社債型新株予約権付社債

(手取額)9,970百万円

(充当状況)設備投資及び社債償還に充当

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始値	149円	133円	177円	219円
高値	208円	242円	231円	368円
安値	92円	133円	140円	196円
終値	135円	174円	221円	351円
株価収益率	28.07倍	-倍	27.18倍	-

(注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成18年2月22日現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成16年3月期に関しては、当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

(4) その他

該当事項はありません。

以上